

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 自由貿易協定	第3章 自由貿易協定
<p>3-19 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定 <u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) 同協定に基づく英國の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) 同協定附属書2-A第3編第B節第1款2に規定する「日英特恵輸入証明書」は、同款7の規定に基づく「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所管事務に係る物資の日英特恵輸入証明書に関する省令」（令和2年農林水産省令第84号。（3）において「日英農水省令」という。）第2条第2項に規定する様式を用い、同条第1項の規定に基づき農林水産大臣が発給するものをいう。</p> <p>(3) この「日英特恵輸入証明書」の対象となる、同款2に規定する「日本国の法令に従って輸入の許可前に当該各年において引き取られたもの」とは、日英農水省令第2条第4項の規定に基づき、その証明書が発給される年度の前年度中に、輸入申告がなされた貨物であって、関税法第73条第1項の規定による輸入許可前引取りの承認を受けて引き取られたものをいう。</p> <p>(4) 同節に規定する特定の原産品についての関税上の特恵待遇（以下この(4)において「日英譲許税率」という。）を適用するための制度に基づき日英譲許税率の適用を受けようとする貨物に係る輸入手続は、以下による。</p> <p>イ 日英譲許税率の適用を受けて特定の原産品を輸入しようとする者は、当該原産品に係る輸入申告をした日の属する年度中に、輸入許可前引取りの承認を受けるものとする。この場合において、輸入</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(納税) 申告書には、同協定に基づき当該原産品に適用される日英譲許税率を記載するものとする。</p> <p>ロ 上記イの輸入許可前引取りの承認に係る担保額については、関税法基本通達73-3-3の規定にかかわらず、日英譲許税率が適用されない場合に適用されることとなる税率により計算した関税額に相当する額とする。</p> <p>ハ 上記イの輸入許可前引取りの承認をした貨物については、関税法基本通達73-3-4の規定は適用しないものとする。</p> <p>ニ 上記イの原産品に係る日英特恵輸入証明書は、当該原産品に係る輸入申告の日の属する年度の翌年度の4月末日までに農林水産大臣が発給するものとされており、日英譲許税率の適用上、同年度の6月末日（提出期限）までに輸入申告をした税関に提出されたのみが有効なものとされる。</p> <p>提出期限内に日英特恵輸入証明書が提出された場合には、速やかに日英譲許税率による関税額の納付を確認のうえ（又は担保を充当し）、輸入を許可する。</p> <p>なお、日英特恵輸入証明書の提出は、写しによることとして差し支えない。</p> <p>ホ 提出期限までに日英特恵輸入証明書が提出されない原産品の輸入の許可をしようとする場合には、日英譲許税率を適用することはできず、日英譲許税率が適用されない場合に適用される税率により計算した税額を納付する必要があるので留意する。また、輸入申告数量が日英特恵輸入証明書の数量を超えている場合には、その超えることとなった数量については、日英譲許税率を適用できないので留意する。</p>	